

和歌山マリーナ 施設利用募集要項

2022-10-01 施行

I. 申込に際して予めご了承ください事項

1. 申込資格

- (1) 艇を所有している方(他人名義の艇での申し込みはできません。但しリース契約の場合は契約書の写しを提出。) または艇の購入を予定している方で、原則として3ヶ月以内に搬入できる方であること。
- (2) 申込者(もしくは運行責任者:別紙様式④参照)が小型船舶操縦士免許証を取得していること。
- (3) 原則としてレジャー用のモーターボート、ヨットであること。(※マリーナ施設内での営業行為(販売・賃貸・サービス)及びこれに準ずる行為は禁止させていただいております。) 特殊な船種の場合は別途協議させていただきます。
- (4) BAN(会員制ボート自主救助組織)の会員であること。

2. 申込時に必要な書類

- (1) 「施設利用申込書」(個人・共同所有:様式①)または(法人所有:様式②)・・・1通
- (2) 船舶検査証書・手帳(裏表)・小型船舶登録事項通知書の写し・・・各1通
- (3) 小型船舶操縦士免許証の写し・・・1通
- (4) BAN会員証の写し・・・1通

(5) 個人の場合 :住民票(抄本)・・・1通

法人の場合 :登記簿謄本もしくは履歴事項全部証明書・・・1通

外国人の場合 :外国人登録証明書等の身分を証明する書類・・・1通

※(2)から(4)が申込の時点で取得できていない場合、契約締結時までにご提出ください。

※(5)につきましては、申込日の3ヶ月以内に発行されたものに限りです。

(6) 「承諾書」:様式⑤・・・1通

その他必要な書類 *該当しない場合は不要です。

(7) 「運行責任者届」:様式④・・・1通

法人申込で代表者が小型船舶操縦士免許を所有していない場合、保有艇を運航できる小型船舶操縦士免許を有する船長を選任する書類

(8) 運行責任者全員の小型船舶操縦士免許の写し・・・各1通

(9) 「共同所有者名簿」(共同所有の場合):様式③・・・1通

3. 申込についての注意

- (1) 申込は艇の所有者(舟艇を共同で所有する場合は代表者)、または購入予定者の名義でお願い致します。
- (2) 暴力団員、その親交者、暴力行為の常習者またはその恐れのある方の申込はお断りします。
- (3) 申込に対する承諾の可否については、審査会の審査を経て後日その結果をお知らせ致します。審査の内容等については一切公表いたしません。またお問い合わせにも応じられません。
- (4) 同一舟艇について複数の申込をすることはできません。同一舟艇について複数の申込がなされたときは、すべての申込を無効とします。
- (5) 申込後、申込書に記載した舟艇の変更はできません。変更する場合は、再度申込書を提出していただきます。
- (6) 申込は所定の用紙に記入の上、提出してください。なお、申込書類はお返しいたしません。
- (7) 申込に際し虚偽の記載をすることその他の不正行為のあった場合は、その申込を無効とします。

II. 契約締結に際して予めご了承ください事項

1. 契約は、和歌山マリーナ運営コンソーシアムが定めた期限までに締結していただきます。
2. 締結時に必要な物
(1) 艇置場利用料 (2) 印鑑(登録印) (3) 印鑑証明書または写し

III. 艇置場利用料のご案内

1. 艇置場利用料の金額は、別紙の料金表のとおりとさせていただきます。また、料金は消費税を申し受けます。
2. 艇置場利用料の算定基準となる艇の長さは実測全長(船首装備品突起物先端より船尾装備品及び船外機ドライブ後端までの長さ:スパンカーを除く)によりますが、暫定措置として当面の間は船舶検査証書記載の「船舶の長さ」といたします。艇置場利用料の算定期間は4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。なお本契約を算定期間の中途において締結する場合は、月割りにして計算するものとし、本契約を締結した月は1か月として計算するものとします。また舟艇の変更等により、契約期間途中に艇置場利用料に変更が生じたときは、新しい艇の使用開始月を基準として月割りにて精算するものとします。年度途中で解約等により契約が終了した場合でも、原則として艇置場利用料は返却いたしません。尚、2022年10月1日より2023年3月31日までは移行期間とし、年度途中の解約による艇置場利用料の返却に対応いたします。

3. 艇置場利用料の支払時期等

(1) 艇置場利用料は、契約締結日までに一括してお支払いいただきます。

(2) お支払い方法は、原則として現金にてお支払いいただきます。

(3) 契約を更新する場合、艇置場利用料は当該契約更新時まで全額お支払いいただきます。

4. 艇置場利用料・その他利用料は、経済事情の変動、公租公課の増額、近隣マリーナの利用料との比較等により不相当になったときは、和歌山マリーナ運営コンソーシアムの判断により改定することがあります。

IV. ご利用に際して予めご了承ください事項

1. 契約締結により発生する権利を第三者に譲渡または転賃することはできません。
2. 契約艇の使用は、契約者または:様式④にて予め申請届けした運行責任者に限らせていただきます。
3. 舟艇の保管、安全確保、艇内外の備品管理及び航行に関する運行管理は所有者の責任と費用負担となります。
4. 台風や高潮等の天災、衝突、盗難等の人災による損害に対して当社は一切責任を負いません。
5. 契約の有効期間中に舟艇を変更する場合は、事前にマリーナ管理者の承諾が必要となります。
6. 契約艇の艇置場所は、艇の長さ等を勘案してマリーナ管理者が指定しますので、それに従ってください。マリーナ管理者は、状況の変化により随時艇置場所を変更させていただきます。
7. 陸置き艇の船台は、持込船台をご使用の場合、当社指定の使用に改造していただきます。船台をお持ちでない場合は、レンタル船台をご利用いただけます。(ヨット及び特殊艇はご用意できかねる場合がございます)また、持込船台の修繕に関しては所有者にて手配をお願いします。
8. 契約艇は営利目的及び漁業に従事しない舟艇のみとさせていただきます。
9. マリーナ内における営業行為およびそれらに類する行為は、一切禁止致します。

10. 陸上保管艇の棧橋利用は一時係留を基本とし、2日以上連続しての利用は係留施設一時利用料いただきます。

11. マリーナの定休日は、原則として火曜日(祝日の場合は翌日以降の祝日に当たらない日)及び12月28日から翌年の1月4日といたします。以上